

死刑執行に対する会長声明

2012年(平成24年)3月29日、東京、広島、福島の各拘置所において、それぞれ1名、計3名の死刑確定者に対して死刑が執行された。誠に遺憾な事態であり、当会は、これに強く抗議する。

我が国では、過去において、4つの死刑確定事件について再審無罪が確定した。また、近時においても、いわゆる足利事件、布川事件について、いずれも無期懲役刑が確定した受刑者に対する再審無罪判決が確定している。これらの過去の実例が示すとおり、死刑判決を含む重大事件において誤判の可能性が存在することは客観的な事実である。

日本弁護士連合会は、本年2月24日、野田内閣総理大臣に対し、「死刑制度の廃止について全社会的議論を開始することを求める要請書」を提出し、さらに同月27日、小川法務大臣に対し、「死刑制度の廃止について全社会的議論を開始し、死刑の執行を停止するとともに、死刑えん罪事件を未然に防ぐ措置を直ちに講ずることを求める要請書」を提出して、国に対し、直ちに死刑の廃止について全社会的議論を開始し、その議論の間、死刑の執行を停止することを改めて求めたところである。

死刑の廃止は国際的な情勢であり、近時、国連総会本会議において、死刑執行の停止を求める決議が圧倒的多数の賛成で採択されたほか、国連関係機関においても、日本政府に対して、死刑執行停止の勧告や死刑制度の廃止を前向きに検討するようとの勧告がなされている。また、本年2月には、欧州議会が小川法務大臣を名指しして死刑の執行を行わないよう求める決議を採択した。このように、世界では、死刑制度の廃止が潮流となっており、我が国をはじめとする死刑存置国に対し、死刑の執行を停止し、あるいは死刑適用の制限を求める動きが一層強くなっている。

そのような中で、全社会的議論が尽くされるどころかその方針も立てられず、また議論の前提となる情報も提供されないまま、今回の執行はなされたものである。

近時、法務省内部で行われてきた「死刑の在り方についての勉強会」が終了し、その報告書が公表されたが、これによって死刑廃止についての全社会的議論がなされたとは到底いえない。

当会は、今こそ死刑の執行を停止した上で、政府を中心となって、死刑に関する議論を広く国民に公開し、国会に死刑問題調査会を設置し、法務省に有識者会議を設置する等の方策をとることによって広く国民的な議論を行うべきであると考える。

よって、当会は、今回の死刑執行に対し改めて強く抗議するとともに、直ちに死刑執行を停止した上で、死刑制度の廃止について全社会的議論を開始することを強く求めるものである。

2012年(平成24年)4月5日

千葉県弁護士会

会長 齋藤和紀

